

## (目的)

第 1 条 この要綱は、太宰府市議会議員(以下「議員」という。)が、市政に対する市民の厳粛な信託に応えるため、市民の代表として市政に携わる責務を有することを深く認識し、公正、かつ、清廉を基本とし太宰府市議会(以下「議会」という。)の権威と名誉を守り、常に政治倫理意識に徹した議員活動をすることを目的とする。

## (責務)

第 2 条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられている。かりそめにも市民の批判を受けることのないよう、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、地方自治の本旨に従って、市民全体の福祉の向上を目指し、常に品位と識見を養い、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、自らの責務の達成に努めなければならない。

## (行為規範)

第 3 条 議員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、政治資金規正法(昭和 24 年法律第 194 号)等の政治活動に関する諸法令を遵守するとともに、次に定める事項に従わなければならない。

(1) 議員は、市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(2) 議員は、政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。

(3) 議員は、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) 議員は、市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(5) その他議員の申し合わせた事項を遵守しなければならない。申し合せ事項については、別途定める。

2 議員は、前項に規定する行為規範に反するとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

## (審査の請求)

第 4 条 議員は、前条第 1 項に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員がいるときは、議員定数の 8 分の 1 以上の議員の連署をもって審査請求書(様式第 1 号)で議長に審査を請求することができる。

## (審査会の設置)

第 5 条 議長は、前条の請求があったときは、これを審査するため、太宰府市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を議会の議決を経て設置することができる。

2 審査会は委員 8 名をもって組織し、委員は議長が会議に諮って指名する。

3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

4 委員の互選により審査会に委員長及び副委員長 1 名を置く。

5 審査会の会議は、原則として非公開とする。

## (審査)

第 6 条 審査会は、関係者から意見又は事情を聴取し、資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、審査を請求した議員及び審査を求められた議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。

3 審査を求められた議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明することができる。

4 審査会は、審査の結果、第 3 条第 1 項に規定する行為規範に反する事実があると認める議員に対し、この要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役職の辞任、議員の辞職勧告、その他審査会が必要と認める措置を決定することができる。

5 前条の決定については、委員の 3 分の 2 以上の同意を要するものとする。

## (審査結果の報告)

第 7 条 委員長は、当該審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

## (措置)

第 8 条 議長は、前条の報告があったときは、審査を請求した議員に対し太宰府市議会政治倫理審査会における審査結果通知書(様式第 2 号)を、審査を求められた議員には太宰府市議会政治倫理審査会における審査結果通知書(様式第 3 号)で通知するものとする。

2 議長は、前条の報告中第 6 条第 4 項の決定が含まれるときは、所要の措置を講ずることができる。

## (委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号から様式第 3 号まで 略